

プラスチック資源の分別収集について

1 概要

これまで「燃やせるごみ」として収集していたプラスチック類について、令和8年4月から分別収集を実施するもの

2 対象物

- ①プラスチック製容器包装
- ②プラスチック使用製品

※以下に記載している大型プラスチック(品目指定のみ)を含む

台所用品(お盆、ざる、たらい、漬物おけ、水切りかご)
入浴用品(浴槽ふた、腰掛、洗面器、ベビーバス)
清掃用品(洗濯かご、ちりとり、バケツ)
収納用品(衣装ケース、コンテナ、書類ケース、シューズボックス)
家具・雑貨(買い物かご、ごみ箱)
レジャー用品(クーラーボックス、ソリ)
園芸用品(植木鉢、プランター、じょうろ)

3 収集回数

収集日程表ナンバーいずれも、週1回

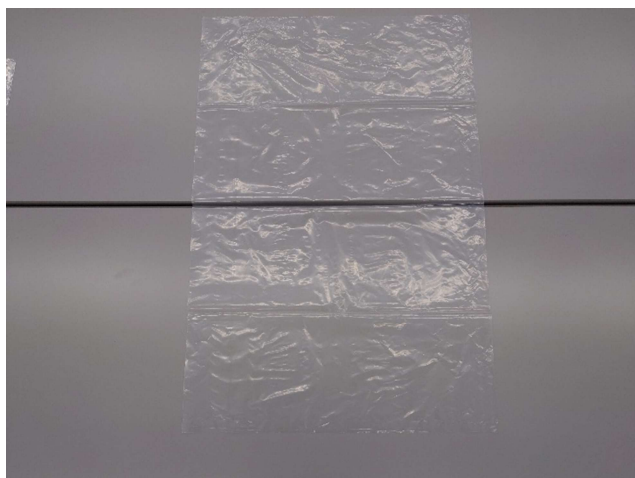
4 ごみの分け方・出し方

- ・全てがプラスチックでできた物が対象
- ・1 辺の長さが45cm未満の物が対象
- ・大型プラスチックは指定品目でも 1 辺の長さが 45 cm～180 cmまでの物が対象
- ・固形物が全てなくなる程度まで洗うこと
 - ※固形物が付着しているものは分別不十分なものとして赤いステッカー対応
- ・金属が付着しているものは、金属を外すことができれば分別収集の対象物として取り扱う
 - ※外すことができない場合は、従来のごみ分別区分に従って分別
 - (ただし、燃やせるごみに大量のプラスチック資源が含まれている場合は赤いステッカー対応)
- ・前述した①と②は、袋を分ける必要なし
 - ※大型プラスチックは袋に入らないためそのままの状態で排出(飛散しないよう留意)
- ・ごみ袋は、無色透明な袋に限る(詳細は裏面のとおり)

< 裏面につづく >



無色透明な袋（例）

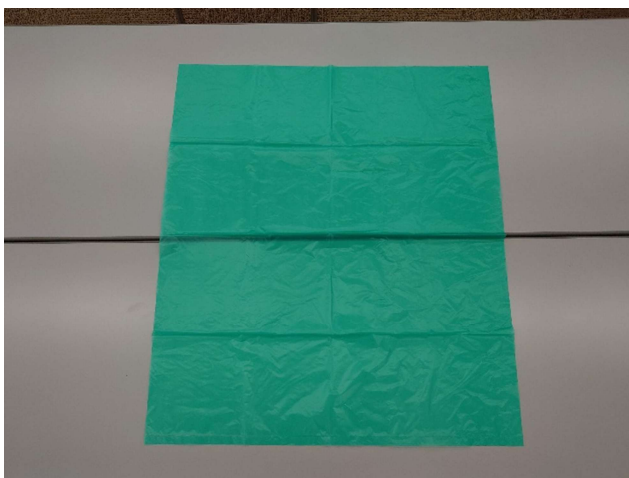


特徴

- ・無色透明である(袋の向こう側が明瞭に見える)
- ・多少の文字が入っていても内容物が明瞭に見える程度であれば使用可能



半透明な袋（例）



特徴

- ・透明ではない(袋の向こう側が見えない)
※スーパー等のレジ袋など、白色で透明度合が高い袋もあるが、使用不可
- ・無色ではない

5 周知方法の内容

- | | |
|-------------|---|
| ①広報ひろさき | ➡1月号（確定）、2月号、3月号に記事を掲載
※2月号か3月号のいずれかを、リーフレットに置き換える予定 |
| ②市ホームページ | ➡12月2日に掲載済 |
| ③市主催の分別説明会 | ➡10月に市内3か所で実施済、来年1月下旬に岩木・相馬地区で開催
申し込み不要、詳細は市ホームページ及び広報ひろさき1月号に掲載 |
| ④町会等に出向く説明会 | ➡随時実施中（日時、場所、参加見込人数を申込時に聴き取り） |
| ⑤ごみ収集アプリ | ➡アプリの性質上、4月1日に更新（分類検索など）を予定 |

以 上